

## 人権ほつと五年六月号

「支援の必要な子どもたちと

ともに暮らす社会」

大阪教育大学 講師

今枝 史雄

文部科学省は令和4年12月に「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」を公表しました。この調査は、調査項目に若干の違いが見られるものの、平成12年、平成24年に実施した調査の継続調査となります。対象は小中学校のみでしたが、今回から高等学校も加わりました。調査は学級の担任などが回答し、実際の障がいの診断を表すものではありません。

成24年調査では、小中学校で学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒は6.5%であったため、約2.3%の増加です。文部科学省は、増加の理由を特定することは困難であるものの、「通常の学級の担任を含む教師や保護者の特別な支援教育に関する理解」が進んだからとしています。また8.8%内に含まれない、学習面又は行動面で困難のある児童生徒が一定数いることも報告されています。

結果、小中学校の通常の学級に在籍している学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒は8.8%でした。新たに調査された高等学校は同2.2%でした。学習面又は行動面の調査では、これまで通り、LD(学習障害)・ADHD(注意欠

つある現在、①8.8%は障がい  
の診断ではないこと、②8.8%  
以外にも学習面等で困難のあ  
る児童生徒がいること、を考  
えると、①多くの児童生徒に  
とってわかりやすい授業(ユ  
ニバーサルデザイン授業)の  
実施、②診断ではなく、困っ

陥多動性障害)、高機能自閉症の評価項目が使われています(それぞれの症状は調べていただけると幸いです)。前回平

その人が困っているかどうか  
を見て、手助けできる学校、  
社会になればと思います。